

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

令和6年4月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防訪問入浴介護費
 - 2 介護予防訪問看護費
 - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 4 介護予防居宅療養管理指導費
 - 5 介護予防通所リハビリテーション費
 - 6 介護予防短期入所生活介護費
 - 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ ~~削除~~
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
 - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
 - 介護予防支援費

1 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 要請者使用の介護 費未算減算	注 業務経路計画未算 定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、浴拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に居 る小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	0回につき 856単位	-1/100	-1/100	× 95/100	× 90/100	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90/100 事業所と同一建物の利用者 が利用者20人以上にサービ スを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
ロ 初回加算	0回につき + 200単位								
ハ 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算 Ⅰ 0日につき + 3単位 ② 認知症専門ケア加算 Ⅱ 0日につき + 4単位								
ニ サービス提供体制強化 加算	① サービス提供体制強化加算 Ⅰ 0回につき + 44単位 ② サービス提供体制強化加算 Ⅱ 0回につき + 38単位 ③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ 0回につき + 12単位								
ホ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ 【月につき + 所定単位数 × 58/1000】 ② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ 【月につき + 所定単位数 × 42/1000】 ③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ 【月につき + 所定単位数 × 23/1000】					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
ヘ 介護職員等特定処遇 改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ 【月につき + 所定単位数 × 21/1000】 ② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ 【月につき + 所定単位数 × 15/1000】					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	【月につき + 所定単位数 × 11/1000】					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

注：特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務経路計画未算定減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		金銭難滞の場合	高齢者又は障害者の場合又は重度の場合	施設利用加算(Ⅰ)	施設利用加算(Ⅱ)	利用時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者への対応に要する加算	中山間地域等に居住する者への対応に要する加算	認定介護予防訪問看護加算(Ⅰ)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	① 20分未満 週に1日以上、20分以上の保健師又は看護婦による訪問を行う場合(算定可能)	×90/100	夜間又は休日の場合 +25/100	30分未満の場合 +25単位	30分未満の場合 +20単位	+300単位	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +374単位	1日につき ①30単位 ②250単位
	② 30分未満											
	③ 30分以上 1時間未満											
	④ 1時間以上 1時間30分未満											
	⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ Ⅰに20分を超えて実施する場合は450/100											
ロ 病院又は診療所の場合	① 20分未満 週に1日以上、20分以上の保健師又は看護婦による訪問を行う場合(算定可能)	×90/100	夜間又は休日の場合 +50/100	30分未満の場合 +40単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100				1月につき +315単位	
	② 30分未満											
	③ 30分以上 1時間未満											
	④ 1時間以上 1時間30分未満											
ハ 初回加算		0月につき +300単位										
ニ 2週以内再回診加算		0月につき +600単位										
ホ 看護体制強化加算		0月につき +100単位										
ヘ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	0月につき +60単位										
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	0月につき +30単位										

注：特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
 事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(在宅時)を適用する場合は、支給限度管理額の算定の額、当該算前の単位数を算入
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の所在地がハビタシの認定を受けた期間に介護予防訪問看護が行われた場合	利用を算入し且日の算する月からの算入に20日を超えた期間に介護予防訪問看護が行われた場合	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位	-30単位	
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 事業所評価加算		0月につき 1200単位を超過							
ハ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	0月につき +60単位							
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	0月につき +30単位							

注：特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、短期集中リハビリテーション実施加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
 事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(在宅時)を適用する場合は、支給限度管理額の算定の額、当該算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別に介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 甲100円加算等 加算 甲100円加算等 加算	注 甲100円加算等 加算 甲100円加算等 加算
イ 医師が行う場合 自20名超規模	① 介護予防居宅療養 管理指導費Ⅰ) (②以外)	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 614単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 486単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 445単位			
	②	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 298単位			
	イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 286単位				
	ウ) ①及び②以外の場合 297単位				
ロ 医師が行う場合 自20名超規模	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 616単位		+15/100	+10/100	+5/100
	② 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 486単位				
	③ ①及び②以外の場合 445単位				
ハ 薬剤師が行う場合	① 病室又は診療所の 薬剤師が行う場合 自2名超規模	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 665単位	注 特別に委託の施設が併設されている住宅の 新築又は既存の施設改築工事等において、当該 委託の施設に関する必要な建築 管理指導等を行う場合 +100単位		
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 416単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 379単位			
	② 薬局の薬剤師が行う場合 自2名超規模	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 617単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 478単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 341単位			
		四) 前記①②③以外で行う場合 自10名超規模 439単位			
ニ 薬剤師が 行う場合 自20名超規模	① 当該市町村で在宅療養指導 業務を行っている薬剤 師が行った場合	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 644単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 486単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 445単位			
	② 当該市町村で在宅療養指導 業務を行っている薬剤 師が行った場合	ア) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 624単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 466単位			
		ウ) ①及び②以外の場合 423単位			
ホ 薬剤師1名 が行う場合 自10名超規模	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 618単位		+15/100	+10/100	+5/100
	② 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 425単位				
	③ ①及び②以外の場合 429単位				

* ハ ① ア) イ) ウ) について、がん末期の患者及び心臓病末期患者に対しては、週2回かつ月8回と算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護士、介護職員の員数が基準を満たさない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内につき+562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算 (月につき 225単位を加算)									
ハ 栄養アセスメント加算 (月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算 (月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔栄養スクリーニング加算	① 口腔栄養スクリーニング加算 Ⅰ (月につき 20単位を加算 6月に1回を限度)								
	② 口腔栄養スクリーニング加算 Ⅱ (月につき 5単位を加算 6月に1回を限度)								
ヘ 口腔機能向上加算	① 口腔機能向上加算 Ⅰ (月につき 150単位を加算)								
	② 口腔機能向上加算 Ⅱ (月につき 160単位を加算)								
ト 選択的サービス複数実施加算	① 選択的サービス複数実施加算 Ⅰ	運動器機能向上及び栄養改善 (月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (月につき 480単位を加算)							
		栄養改善及び口腔機能向上 (月につき 480単位を加算)							
	② 選択的サービス複数実施加算 Ⅱ	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算 (月につき 120単位を加算)									
リ 科学的介護推進体制加算 (月につき 40単位を加算)									
ヌ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 Ⅰ	要支援1 (月につき 88単位を加算)							
		要支援2 (月につき 176単位を加算)							
	② サービス提供体制強化加算 Ⅱ	要支援1 (月につき 72単位を加算)							
		要支援2 (月につき 144単位を加算)							
	③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ	要支援1 (月につき 24単位を加算)							
要支援2 (月につき 48単位を加算)									
ル 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ (月につき +所定単位×47/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ (月につき +所定単位×34/1000)								
	③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ (月につき +所定単位×19/1000)								
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ (月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ (月につき +所定単位×17/1000)								
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(月につき +所定単位×10/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						

：事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月3日まで算定可能

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (月につき)	①介護予防支援費(Ⅰ) 地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	= 1/100	= 1/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
	②介護予防支援費(Ⅰ) 指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 (①)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。